

**三原市役所本庁舎自動販売機設置事業者
募集に係る仕様書**

[令和6年度一般競争入札]

三原市 総務部 総務課

目 次

1	貸付場所及び面積	1
2	貸付期間	1
3	契約の方法等	1
4	設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに自動販売機設置事業者の遵守事項 ...	1
	(1) 商品	
	(2) 自動販売機	
	(3) 費用負担等	
5	使用用途の指定等	4
	(1) 使用用途の指定	
	(2) 使用用途以外の利用等	
	(3) 営業上の注意	
	(4) 譲渡又は転貸の禁止	
	(5) 搬入・搬出等	
	(6) 保険	
	(7) 営業の報告	
	(8) 連絡体制	
	(9) 清掃、ゴミ処理	
	(10) 打合せ等	
	(11) 情報の適正な管理	
	(12) 個人情報の保護	
	(13) 契約の履行に関する措置	
	(14) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ	
6	貸付料	5
7	解除通知	6
8	原状回復	6
9	保険	6
10	その他	6

(添付書類)

貸付場所の詳細は、添付図面を参照してください。

三原市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集に係る仕様書

1 貸付場所及び面積（添付図面を参照してください。）

物件番号	施 設		貸付場所	添付図面	貸付面積
①	三原市役所本庁舎	1 階	①	図面番号①	1. 5 3 m ²
②	〃	2 階	②	図面番号②	1. 5 3 m ²
③	〃	3 階	③－1	図面番号③－1	1. 8 m ²
		5 階	③－2	図面番号③－2	1. 5 3 m ²
		計			3. 3 3 m ²
④	〃	8 階	④	図面番号④	1. 8 m ²

※1 開庁日は、月曜日から金曜日（土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。）

※2 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。

※3 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできない。

※4 物件番号①②④の主な利用者は来庁者及び市職員であり、物件番号③の主な利用者は市職員である。

※5 入札申込にあたっては、必ず現地の現況等を確認して申し込むこと。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間） ※更新はしません。

3 契約の方法等

- (1) 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の定期建物賃貸借契約（以下「契約」という。）によるものとし、契約の更新はしません。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、三原市において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。
- (3) その他、自動販売機設置事業者が三原市の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに自動販売機設置事業者の遵守事項

(1) 商品

ア 販売可能商品

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙カップの容器入りの清涼飲料水類（酒類不可）とします。

ただし、紙カップの場合は自動販売機設置事業者において必ず蓋を用意してください。

イ その他

なるべく同じ銘柄の商品を置かない等可能な範囲で、商品ラインナップが偏らないよう配慮してください。

特に、複数の貸付物件を落札した場合等、同一施設内に2台以上の自動販売機を設置する

場合は、同じ商品のラインナップにならないよう可能な限り配慮してください。ただし、異なるメーカー又はブランドの商品の場合は除きます。

(2) 自動販売機

ア 大きさ

各貸付物件の貸付場所から自動販売機や転倒防止板がはみ出ることがない大きさのものを採用し設置してください。

イ デザイン

自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインに配慮したデザインとします。ただし、紙カップ式自動販売機はこの限りではありません。

ウ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。また、ノンフロン対応とした機種等に努めるものとします。

エ 安全対策

(ア) 転倒防止

「自動販売機据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとします。

(イ) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号））、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。

オ 防犯対策

(ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。

(イ) 屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

カ 使用済容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇（貸付面積内）に設置し、定期的に回収することとします。市職員には自動販売機で購入した飲料容器は回収ボックスに返却するよう通知をするので、回収ボックスがあふれないよう、こまめに回収してください。

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とします。

(イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。

(ウ) 使用済容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。

キ 電子マネー対応

今回設置する自動販売機の全部又は一部については、可能な限り**電子マネー（特にWAON）に対応した決済機能を有する自動販売機**とすることを期待します。

ク その他

- (ア) 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこととします。
- (イ) 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。
- (ウ) 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応することとします。
- (エ) 紙カップ式の自動販売機を設置する場合にあつては、内蔵タンク式に限ります。

(3) 費用負担等

- ア 自動販売機に係る電気料は、原則として、自動販売機設置業者の責任において、使用料を計測するための子メーターを設置するものとします。（メーター設置費用及び計量法（平成4年法律第50号）に基づく取り替えの費用も設置業者の負担とします。）電気料の算定方法は次のとおりです。

※電気料（月額（1円未満切捨て）、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝電気料金単価×（当該子メーターの表示する月間消費電力量±燃料費調整分±再生可能エネルギー発電促進賦課金）

イ 管理・運営

- (ア) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が負担します。
- (イ) 売上手数料は徴収しません。
- (ウ) 売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置（コンセントのない場所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。
- (エ) 建物（天井・壁・床）に三原市で設置した機器等について、小破修繕及び自動販売機設置事業者の責めに帰する修繕は、原則として自動販売機設置事業者の負担とします。契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、自動販売機設置事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、自動販売機設置事業者はこれらを一切三原市に請求することができません。
- (オ) 三原市で設置した機器等が故障又は劣化等により使用不能になった場合は、原則として三原市の負担で撤去等するものとします。その際、設備等を改めて設置する必要がある場合は、自動販売機設置業者に応分の負担を求める場合があります。
- (カ) その他修繕の負担で疑義等が生じた場合は、三原市と自動販売機設置事業者が協議するものとします。

ウ 貸付場所の返還

自動販売機設置事業者は、契約の解除等により自動販売機を撤去する場合において原状回復して三原市の確認を受けなければなりません。

エ 自動販売機設置に伴う事故

三原市の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負いま

す。

オ 商品等の盗難及び破損

(ア) 三原市の責めに帰することが明らかな場合を除き、三原市はその責めを負いません。

(イ) 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又は損傷したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。

5 使用用途の指定等

(1) 使用用途の指定

ア 貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、三原市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書等を遵守していただきます。

(2) 使用用途以外の利用等

ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。

イ 設置した自動販売機を中止又は撤退する場合は、事前に三原市の承諾を必要とします。

ウ 施設は善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。

エ 貸付物件について、大規模災害時等に、三原市で一時的に使用することがあります。また、その際、自動販売機設置事業者で設置している自動販売機等の撤去等をお願いする場合があります。

オ その他三原市の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で実施してください。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で対応してください。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

三原市が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、自動販売機設置事業者は協力してください。また、自動販売機設置事業者は日ごろから衛生管理等に努め、必要な点検等を自動販売機設置事業者において、実施してください。

なお、清掃等を実施する際には、事前に三原市に連絡してください。

(4) 譲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は承継させてはなりません。また、その権利を担保に供してはなりません。

(5) 搬入・搬出等

自動販売機設置事業者は、関係法規及び三原市の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、荷物の搬入・搬出・運搬等を行ってください。その際、事前に三原市の承認を得るものとします。

(6) 保険

自動販売機設置事業者は、食中毒等に係る賠償責任保険に加入するなど、自動販売機により

発生した食中毒等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

(7) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、毎年度末に、本契約について、貸付場所ごとの毎月の売上本数、毎月の売上額及び年間の収支状況を三原市に報告してください。なお、売上本数については、次回以降の入札の際等に参考資料として公表することがあります。

(8) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を三原市に報告してください。

(9) 清掃、ゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空き瓶等については、関係法令を遵守し、販売した量にかかる空き缶・空き瓶はすべて回収できるよう、適切に処理してください。また、自動販売機設置により発生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とします。

(10) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、本契約の遂行に当たり、必要に応じて三原市と打合せを行うものとします。

(11) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者は、本契約を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本契約に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(12) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者は、本契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、三原市個人情報保護条例(平成 17 年三原市条例第 13 号)を遵守するものとします。

(13) 契約の履行に関する措置

三原市は本契約を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求します。自動販売機設置事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、三原市の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(14) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ

自動販売機設置事業者は、本契約が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、三原市に対して円滑な施設等の引渡しを行うものとします。

6 貸付料

- (1) 年額の貸付料は、落札価格に 10 パーセントの消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における貸付料に含まれる消費税等は変動後の税率により計算します。
- (2) 自動販売機設置事業者は、三原市の発行する納入通知書により、毎年 4 月 30 日までに、その年度に属する貸付料を三原市に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。)した場合は、三原市の指定する日までに支払うものとします。
- (3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し

受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

- (4) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納付した日までの日数に応じ、その延滞した金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した金額を遅延利息として三原市に支払っていただきます。

なお、契約締結後、貸付料の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除する場合がありますので、注意してください。

- (5) 納付済みの貸付料は返還しません。

7 解除通知

自動販売機設置事業者が賃料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

8 原状回復

自動販売機設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して三原市の指定する期日までに返還しなければなりません。

9 保険

自動販売機設置事業者は、火災等に係る借家人賠償保険に加入するなど、自動販売機により発生した火災等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとします。

10 その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上、解決するものとします。